

小金井市立学校の台風接近に伴う対応について

1 市が台風接近等の理由で対策本部等を設置し、市立学校に避難所を開設することが決定した場合

- (1) 避難所となった学校は全て休校とする。
- (2) 期間は避難所閉鎖後、教育活動再開の準備が整うまでとする。

2 市立学校に避難所を開設しない場合

(1) 前日

- ① 前日の J R の発表で、J R 中央線（小金井市区間）において、台風接近等の対応のため翌日始発から午後 2 時頃までの間に計画運休（本数の削減を除く）が行われる場合、全校を休校とする。
- ② 前日正午頃の気象庁の発表等で、小金井市において、翌日の学校活動時間帯に「特別警報（レベル 5）」 「大雨危険警報（レベル 4）」 「暴風警報」等が発表される可能性がある場合、教育委員会で協議の上、全校を休校とする場合もある。休校とする場合、教育委員会から各校に通知する。前日正午頃以降に発表があった場合、状況に応じて対応する。

(2) 当日

- ① 小金井市において、午前 6 時前に「特別警報（レベル 5）」 「大雨危険警報（レベル 4）」 「暴風警報」のいずれかが発表された場合

・午前 6 時までに解除された場合	平常の授業を行う。
・午前 6 時までに解除されない場合	臨時休校とする。

- ② 小金井市において、午前 6 時以降に「特別警報（レベル 5）」 「大雨危険警報（レベル 4）」 「暴風警報」のいずれかが発表された場合

・登校前及び登校中に発表された場合	登校前は自宅待機させる。登校中はそのまま登校させ、在校中に準じて対応する。
・在校中に発表された場合	各校は、校内で児童・生徒を待機させる。ただし、小金井市の気象や通学路の状況等を十分に考慮し、教育委員会との協議に従って下校させることができる。その際、下校後の家庭の状況等を考慮して、校内待機など個々に安全を確保する。下校は、保護者による引き取りを基本とするが、状況に応じて集団下校等の対応としてもよい。
* 現時点で警報等は発表されていないが、今後、発表が予想される場合	教育委員会と協議の上、授業を切り上げて速やかに下校させる、状況によっては校内待機とするなど、適切な対応をとる。

- ③ 午前6時の段階で、小金井市において、「暴風警報」を伴わない「土砂災害危険警報（レベル4）」が発表された場合は、学区内に土砂災害警戒区域等が存在する学校においては、児童・生徒の安全を第一に各学校、地域、家庭の状況に応じて、教育委員会と協議の上、校長が適切な措置を講ずる。

※ 児童・生徒の安全を考え、保護者の判断で登校を見合わせた場合（遅刻・早退を含む）、出欠の状況は「出席停止・忌引き等の日数」として扱うなど適切に対応すること。

※ 臨時休校等の対応の際、必要に応じてオンラインを活用した学活、授業等を行うことができるよう、平時から準備等を行うこと。また、授業時数の確保に努めるなど、学びの保障を確実に行うこと。

※ 小金井市における防災基本情報の運用

警戒 レベル	河川氾濫 大雨 土砂災害 高潮 (気象庁から)	避難情報 (市から)	市民がとるべき 行動
5	レベル5 特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4までに 危険な場所から必ず避難！			
4	レベル4 危険警報	避難指示	危険な場所から 全員避難
3	レベル3 警 報	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難
2	レベル2 注意報	—	避難行動を確認 (避難先・避難経路等)
1	早期注意情報	—	災害への 心構えを高める